

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	須藤	量久
同	吉野	和美

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成30年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

- (1) 企画政策部 情報政策課 資産経営課
- (2) 市民部 協働推進課 市民課
- (3) 総務部 契約検査課 納税課 市民税課 固定資産税課

2 監査の実施期間

平成30年11月5日から平成30年12月27日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

企画政策部

- (1) 情報政策課
 - ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
 - イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 資産経営課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
空地（旧田村植竹住宅）	良好に管理されていた。
貸付地（湘南福祉センター）	良好に管理されていた。
貸付地（真土自治会館）	良好に管理されていた。

ウ その他

○ 要望事項

未利用地等の利活用については、平塚市行財政改革計画（2016－2019）において取り組まれているが、資産経営課の所管である普通財産についてはもとより、各担当課が所管する行政財産についても経年により保有当初の役割を終えていることもあり得るため、資産経営課でより積極的に携わり地域住民による利用や売却などを一層計画的かつ迅速に進め、本市としての資産の有効な利活用に努められたい。

市民部

(1) 協働推進課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。
 - 指摘事項
支出事務については、委託料において納品書の宛名が平塚市長ではなく施設名となっていた誤りが前回に引続き複数見受けられたので、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 市民課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。
 - 指摘事項
収入事務については、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付に係る手数料の私人徴収委託の告示に遅延があったので、地方自治法施行令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

総務部

(1) 契約検査課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 納税課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

(3) 市民税課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(4) 固定資産税課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付に係る手数料の私人徴収委託の告示に遅延があったので、地方自治法施行令等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上